

# 学校感染症の診断書及び証明書

学校名 済美高等学校

年 組 氏名 \_\_\_\_\_

- 1 上記の者について、下記の病気を診断しました。(該当の病気に○印をつけてください。)
- 2 上記の者について、下記の病気により \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日から \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日 ( \_\_\_\_ 日間) まで出席を停止したことを認めます。

	病 名	出席停止期間の基準
第 1 種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱 痘そう、南米出血熱、ペスト マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎 ジフテリア、重症急性呼吸器症候群 (病原体が SARSコロナウイルスに限る) 鳥インフルエンザ (H5N1)	治癒するまで
	インフルエンザ (鳥インフルエンザ (H5N1) を除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日 を経過するまで
第 2 種	百 日 咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌 性物質製剤による治療が終了するまで
	麻 し ん	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風 し ん	発疹が消失するまで
	水 痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結 核	病状により学校医その他の医師において感染のお それがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第 3 種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス、パラチフス 流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 その他の伝染病 { 溶連菌感染症、手足口病 伝染性紅斑、マイコプラズマ感染症 流行性嘔吐下痢症 (感染性胃腸炎) ヘルパンギーナ、 ウイルス性肝炎 ( ) }	病状により学校医その他の医師において感染のお それがないと認めるまで

※学校保健安全法施行規則 平成24年4月1日改正に基づく

平成 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

医療機関名

医 師 名

